

精神障害者保健福祉手帳・ 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証 に関するお知らせ

平成28年1月より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が施行され、個人番号の利用が開始されます。

この法律では、申請時の手続きの簡素化による負担軽減や、本人確認の簡易な手段、その他の利便性の向上を図ることを目的として、社会保障関係の申請事務に個人番号の利用をすることが規定されています。

これに伴い、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費受給者証の申請・届出の手続きの際、申請書類に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

※ 申請の際には、各申請に必要な書類に加え、下記の個人番号カードまたは通知カードをお持ちください。

個人番号カード

(おもて)



(うら)



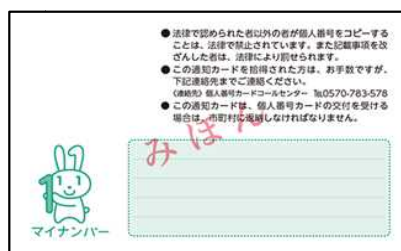
* 個人番号カードは、市町村窓口での交付申請手続きが必要となります。

通知カード

(おもて)



(うら)



* 本人確認のため下記の書類をお持ちください。

運転免許証・運転経歴証明書・旅券・
精神障害者保健福祉手帳・身体障害者
手帳・療育手帳・在留カード・特別永
住者証明書 他

◎自立支援医療費（精神通院医療）の申請に関して、18歳未満の方の保護者による申請の際は、保護者・受診者の双方の個人番号が必要となります。窓口では、保護者の本人確認のみを実施します。その際、受診者の個人番号は添付書類で確認をします。

◎精神障害者保健福祉手帳の代理人による申請の場合、法定代理人の場合は、戸籍謄本・その他その資格を証明する書類が必要となり、任意代理人は委任状が必要となります。また、代理人は本人確認のため、代理人の個人番号カード等が必要となります。

◎ご不明な点等ございましたら、お住まいの市町村へお問い合わせください。

◎千葉県在住の方は、千葉県に手続き方法をご確認ください。

平成27年12月 千葉県

